

## 決議第1号

### 町税等徴収対策強化特別委員会設置に関する決議

湯河原町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり決議案を提出します。

平成23年10月5日提出

湯河原町議会議長 室 伏 重 孝 様

提出者	湯河原町議会議員	高 橋 延 幸
賛成者	同	山 本 俊 明
	同	室 伏 友 三
	同	露 木 寿 雄
	同	長 谷 川 俊 子
	同	原 田 洋
	同	土 屋 誠 一

## 町税等徴収対策強化特別委員会設置に関する決議

次のとおり、町税等徴収対策強化特別委員会を設置するものとする。

### 記

- 1 名 称 町税等徴収対策強化特別委員会とする。
- 2 設置の根拠 地方自治法第 110 条及び湯河原町議会委員会条例第 3 条による。
- 3 目 的 議会は、町税等徴収対策強化特別委員会に対し、次の事項を付託する。
  - (1) 税等に関する事項
  - (2) 水道料金・温泉使用料に関する事項
- 4 委員の定数 8 人の委員をもって構成する。
- 5 設置の期間 町税等徴収対策強化特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本件終了を議決するまで、継続して調査を行うものとする。